

八重山の漆について

小野まさ子[★]

沖縄には、琉球漆器という漆工芸がある。琉球漆器は沖縄のみでなく日本中でその価値を評価されつつある。ところが、琉球の漆工芸の初源は、よくわかっていない。「球陽」その他の資料を見ても初源を知るための確実なものを見つけることができない。ところで、16世紀以前の資料がある。琉球王府の外交文書・文案を集成した「歴代宝案」である。「歴代宝案」は1424年（尚巴志3）から1867年（尚泰20）までの440年にわたる中国・朝鮮・南方諸国との往復文書が収録されているが、中に中国への進貢品として多くの技法をもつ刀鞘等の漆工芸品が上げられている。ただし、これらの製品が即、沖縄製作かは言い難い。なぜならば、「万国津梁之鐘銘」にも見られるように当時の沖縄は中国・日本・朝鮮・東南アジア諸国を結ぶ中継貿易国家だったからである。一方、これらの資料より周辺諸国からの有形無形の文化の流入が考えられるので、漆工芸の導入もこの時期だったのだろう。

しかし、「歴代宝案」にはもう一面の漆に関する問題が見られる。1426年6月の生漆等を購入に来た柴山の記事に端を発する問題である。この時、沖縄にやって来た柴山は銅銭2000貫をもって生漆270斤他磨刀石を購入帰帆した。この事件には細かく見ると多くの問題が出てくるが、沖縄で購入した生漆が沖縄産であったのか、または、中継貿易基地ゆえの問題であったのかは、まだ、きちんと説明されていない。

ところで、沖縄の漆および漆工芸の最初の論文は明治20年の石沢兵吾氏による「琉球漆器考」である。この論文には近世琉球王府の漆工芸を担当していた貝摺奉行所関係の資料掲載及解説とともに沖縄の漆樹の有無にも多少ふれている。石沢氏は、沖縄には漆は無いという説に基づいて解説を行っており、この説は戦前、戦後を通して定説として考えられていた。しかし、昭和52年に荒川浩和氏・徳川義宜氏共著の「琉球漆工芸」では、「琉球漆器考」を含む沖縄の漆関係資料の再検討により、琉球漆器の工芸的価値の再評価とともに、漆樹が沖縄に無かったとはいえないと言うことを提唱された。この説の基になったのは「歴代宝案」を始め近世期文書であるが、なかでも喜舎場家文書中の「参遣状」にある漆関係の文書はある程度のまとまりを持ち、近世の琉球の漆を知るのに貴重な文書といえる。そこで、沖縄県史料編集所にある「参遣状」のマイクロコピー本と、1983年発行の「琉球漆器」

（★おのまさこ 県立博物館教育普及解説員）

第1号(琉球漆器研究会会報)に渡名喜明氏が「参遣状」の漆関係資料のみを翻刻されているので、この両者を用いて、八重山の漆について書いていく。

2. 木の性質について

漆樹とは、百科事典等を見ると、アジアの特産で日本・朝鮮・台湾・中国・ベトナム・ビルマ・カンボジアなどの地域にのみ産出すること。日本では東北から九州のほとんどの地域で産出すること。また、漆のとれる植物は40種以上にのぼるが、漆液・および類似の樹液を含む樹木は下表のように限られ、日本では漆以外はほとんど採液されないこと。また、漆液の収穫は6～7年経て幹の太さが6寸(20センチ)余りになってからやるのが、
ウルシ科の植物とその分布

樹名	分布地
ウルシ	日本・朝鮮・中国
アンナンウルシ	ベトナム・台湾
ヤマウルシ	日本・朝鮮・中国・台湾
ツタウルシ	日本・朝鮮・台湾
ハゼノキ	日本・朝鮮・台湾
ヤマハゼノキ	日本・朝鮮・台湾
ヌルデ	日本
タイトウウルシ	台湾

望ましい等の表現がある。

では、八重山にあった漆樹はどのような位置付けができるだろうか。「参遣状」に漆の記載が見られるのは康熙25年(1686)9月10日からである。この文は「参遣状」内の目録によると、「当島漆木有之由被聞召上候付、相改盛生させ、且上国役人之内より漆打様稽古可申付旨被仰下候事」という一文に始まる。八重山に漆があることを聞いた首里王府が、その漆木を管理栽培していき、又、八重山の役人で本島にくるものに漆かきの稽古をさせよとの

内容が記される。その後、1731年までに30点余の漆関係文書を散見できるが、それらの文により、以下の特徴がわかる。

1. 漆は外からの導入でなく、八重山自生のものである。
2. 大風(台風等)による枯がめだち、植栽場所も風向きにより限定されている。
3. 土性との相性がたいへん悪く、土質によって植栽場所が限定されている。
4. 植栽から根付きまで約三ヶ月から半年、漆かきまでの期間が3～4年と短いこと。
5. 漆栽培中の管理にたいへんな手間がかかること。
6. 植え付けは実生でなく、根株を分根する方法をとっていること。

この6つの特徴のうち、2、3、5の特徴は、「…(前略)去年も七八月比度々大風仕、右漆木百本余痛何角入念候得共百五本枯申候…(後略)」(1698)や「当嶋漆木之儀、去々年大風に百本余痛枯候故、大浜宮良島風かたか見合木数九百拾本植付候…(後略)」(1699)

又、「古見西表竹富宮良白保嘉平へ少々植付置候漆木盛生不仕、人夫費不勝手ニ有之候。殊ニ西表植所式里余之所、舟地より罷渡儀ニ候得ハ、然々見舞不仕与奉存候仕合、大浜平得両所地相能候間下知旁勝手能有之候付、年内十月頃古屋敷能地見立畠拵置…(後略)」(1702)等の文によってわかるのだが、台風、土質等環境条件等の根本的に改善の難しいものに不適合な面から、1で述べた八重山自生のものであるという項と、はなはだ矛盾する面もある。また4の漆かきの時期が早いということにも、2、3、5、特に5の特徴は矛盾するようである。通常、日本産漆は、6～7年ほど経た木から樹液をとるのが妥当らしいが、八重山の場合、1708年(康熙47年子年)の項に「(前略)…酉年植付来千八拾四本、戌年植付八百拾本合千八百九拾本余、去年当年より血去取申筈之処生盛不仕…(後略)」とあるので、酉年に植栽した漆をすでに3年後の亥年、又は4年後の子年には血つまり樹液をとる予定だったことがわかる。日本産ウルシを仮に標準と見た場合、約半分の年数しかかけていない。但し、東南アジア産のウルシは気候によるものか、漆かきの時期も少し早まるらしいので、八重山の漆の場合も単に気候の影響であったのだろうか。又、根株分根方式の植栽は、「種子木」(1702)や「…生残候古根より苗有敷取集…」(1730)等の文から推測できる。ところで、たいへん育成の難しい漆樹の様子が明らかになってきているのだが、それに対して植栽に当たる八重山役人達や、琉球全体の産業政策を司どる王府側の役人達は、どう対応していったのだろうか。

3. 漆への対応

そこで、次の文を見てほしい。

康熙四十年(1707)

○漆打様之儀ニ付訟之事

口上之覚

恐多御座候得共申上候。漆木千百四拾四本宇江城親雲上八百拾四本大宜味親雲上式千四百廿四本渡久地親雲上御在番之時より次第植付置、都合四千三百八拾式本有之候。右漆打様年二壹度打仕年増木肥木候。其折奥原親雲上御下り年二式度根深堀出繁ク打、式拾斤余も四五年定納仕候。去々年より早相続木も悉ク痛候間、右通ニ候故次第ニ右四千三百八拾式本之木も或枯、或白蟻入血疲少々出申候。尤四千八百式拾壹本奥原親雲上式千式百五拾五本銘可路(親雲上)式千式百五拾本仲泊親雲上、都合九千三百廿六本至今迄年畠仕明一培余植重候得共、惣様式度打仕其上去年も以来早打続、木悉ク痛盛生不仕枯候ニ付、去秋御在番仲泊親雲上に右通申上、去冬今春両渡簿ク打させ候得共、木疲枯候。今通両度打ニ而ハ跡々迄相保定納続間敷与念遣千万奉存候条、来年より年ニ一度打被仰付被下度奉願候。此等之趣宜様御取成御被露奉頼候、以上

亥三月十八日

漆当五人

右申出之通漆木疲候間、盛生仕候間ハ壹年ニ一度打被仰付被下度奉存候、以上

同日

頭三人 諸見里之子親雲上

波平筑登之親雲上 仲泊親雲上

御物奉行所

全文をここに掲載したので、少し長くなったが、要約すると、八重山蔵元の長である在番が任期中植栽した漆が天候や漆の2度かきによる無理により枯れたので、しばらくは漆は一度かきにしたいという内容となるが、加えて、八重山側、首里王府側の漆に対しての対応等を知ることができる。それをまとめてみると、

①漆当という漆担当人が5名おり、この文書も漆当より出されていること。

②王府への文書が、^{かしら}頭、在番という八重山側のトップの役人達よりであることから、単に八重山側のみの問題でなく、王府からの政策の一巻であったこと。

③木の性質が環境に合わず、大量に枯れるが、それを上回る、大量の漆を植栽していること。

④育成面や、漆かき等の面に多くの技術導入が随時がされていること。

という以上の四点である。特に漆当という担当人は、設置年は不明であるが、1698年（康熙37年）には、すでに見られる。この年には、漆当は、すでに役目の重大さを八重山蔵元で申し渡され、さらにその役に相当する心付けとして、青八巻を許可されている。しかしながら、この当時は、漆当は4人、無役のため役務とは別に一般の定納を納めていたようである。ところが、漆畑の面積拡張につれ、役と定納の両方が難しくなり、ついに1702年には、漆当1人につき、私用遣いの御免夫を1人づつ許可されている。しかし、その政策も漆畑の増加には追いつかず、同年にさらに漆当主取を1人任命し、漆当5人という差出し人数となる。主取には月に五度遣のできる夫三人分の使用権利がある。待遇のみを見ると、優遇のようだが、その職務は、朝晩の漆畑の見廻り、月に二、三度の百姓労役を使っての草取りの監督・指示、二～三月、八月～十月にかけて行なわれる漆打（漆かき）時の、見廻りの在番以下上級役人への対応、未経験に近い百姓や役人見習い若者達への技術指導等、さまざまだったようである。しかも、漆が枯れると、即植栽して補い、時に、管理不行届で罷免されることもあった。特に、枯れたら植栽して補うことは重要であったらしく、上記の1707年の文中においても四千三百八拾本の枯れに対して計九千三百廿六本の植栽が示されている。数に対して数で応ずるが如き政策である。又、同文書中の植栽本数の下に、四千八百貳拾壹本奥原親雲上のように記されている人物は在番という首里王府より派遣の

八重山の最高役人で、三年間ずつの任期である。三年間に植栽した数もさることながら、形式的にせよ最高役人在番の行った業務として記載される所からも八重山・首里王府を通じての政策であったことがうかがわれるし、1730年（益正八年）の文書などでは、八重山側からの漆の植栽は負担重のためやめたいという申し出に対して、漆は国用になくはならぬものであり、八重山の漆植栽は八重山の役に立つように行なわせているのでだから、もし、百姓達が負担重であるといやがるならば、八重山の諸役人が率先して自分の屋敷にでも植栽するべきなのに、一諸になって取りやめたいというのはいけないと、役人達を叱責して植栽継続を命じている。当時の王府の政策としては、百姓に、きちんと定納物を出させるためには、なるべく部外から物品を購入する出費をおさて、必要な物品は国内又は島内で確保するのが望ましいという考え方が基礎になっているので、漆もその政策の1つだったのである。そのため、漆樹育成が軌道にのると、製品の製作も1930年の文書のよりに八重山側にまかされる。

一方、漆液収量増加のために、多人数で集中して仕事をすることや、漆すくいへらを竹から桎にかえたり、又、天候に合わせた時期の設定、満潮時に合わせる時間調整等細密に指導されていく。当初二斤六拾めより収量も二拾斤余までのびてくるのも、この成果だったのだろう。又、この技術指導は、「浦添間切漆当石川にや書付」という漆栽培の手引き書等により行なわれているので、当時、八重山のみでなく、沖縄本島においても漆植栽がされていたらしいことも考えることができる。

さいごに

以上のことをまとめると、八重山自生でありながらも栽培に不適な漆を、八重山や王府の政策として植栽・液収集する様が見られる。一方、王府の奨励にもかかわらず、だんだん、八重山側では、一見、王府の意思の通りに動きながらも漆の導入をいやがる様であるさらに土地に不適であることは大きな障害となったのか、「参遣状」でも1731年を限りに、又、その外の文献、特に「規模帳」等にも全く記載が見られなくなる。おそらく、漆栽培は、1730年代あたりで中断されたのだろう。現在、沖縄には漆樹はないといわれる。しかし、漆ではないが、樹液のとれるハゼノキ等は沖縄にも自生する。「参遣状」の漆も樹種の再検討から、やってみてよいのではないだろうか。漆に関しては、あまり知識のない状況で書いてしまったので、的をえないまとめ方になったが、以下に「参遣状」の漆関係の年譜をつくった。

「参遣状」漆関係年譜

年(西暦)	在番任期	植栽・枯木数	その他の政策	取量
1686			八重山の漆の調査	
1687			育成奨励	
1693	1693 宇江城親雲上	(1144本植栽)	漆育成研修のため 首里へ	
1696	1965 渡久地親雲上	7～8月100本損 911本植付	大風で漆に打撃	
1697	1697		取量に不足(1斤)	
1968	大宜味親雲上	(814本植栽) 911本枯 457本枯(平得・ 1626本上枯	漆当へ青八巻 5～6度大風 石垣)	
1699	1699	春 1031本植付		
1700	渡久地親雲上			2斤60目
1701	1701	漆当の管理強化	10月20日付 漆打の現状と改善 案を王府へ出す。 所之二才を使用し て漆打をする。(年 に1、2度2、3日) 漆打(漆かき)を1 度から2度へ(取 量増)	2斤60目
1701			漆畑造成面積拡張 本島14切200尋角 新明島17切208尋 3尺1寸	12斤半
1702	奥原親雲上	(4821本植栽)	4月5日・前任者 不適格により漆当 交替 ・古見・西表・竹富 ・宮良・白保・嘉平 にも植栽 不適地により盛生 せず株根を大浜・ 平得へ移す 9月25日 漆当四人へ免夫1 人ずつ漆畑面積拡 張による管理強化 の申し付け 『浦添間切漆当石 川にや書付』が教 書として使用され る。	
1703	1703 銘可路親雲上		大浜村漆畑造成 6切 81尋	20斤余
1703		(2255本植栽) 34切	漆畑 平得・大浜	

年(西暦)	在番任期	植栽・枯木数	その他の政策	取量
			4月9日 漆当主取任命 阿波連筑登之 月に五度遣夫3人 を許可 大浜に新島 (毎月在番・頭以 下見回り)	
1704		221本植栽		
			漆かきの時の諸道 具を村出費より、 蔵元出費へ	26斤60目
1705	1705 仲泊親雲上	(随時計4382本 枯又は白蟻入) (1048本植栽) 現在漆本数 計 9326本		20斤余
1707	1707 小渡親雲上		漆当五人よりの訴 として1701年変更 の漆かき2度を1 度に復す 上納漆送付に付け 書状漆当・主取よ り	16斤110目
1708		(この間一部欠)		
1722		植栽量増加	漆の生産を八重山 島へ一手にまかす	
1728			・木地引の稽古は じめる ・漆手入れ不備、 衰微する	
1729		植栽量減少管理 不行届	春本漆畑より苗を 集めて植栽(王府 の政策) ↑ 百姓負担増の理由 で漆生産停止の訴 (蔵元)	
1730		管理強化(王府)	・木地引師匠志 筑登之が本島へ帰 る。 ・王府より八重山 へ 漆生産停止の訴棄 脚役入産の屋敷に うえて百姓にも奨 励せよ。 木地引の製品は職 人が相対であつ かってよい。(王 府より八重山へ) 漆植栽育成に対し て王府への返書一 領承	
1731	波名城里之子親雲上			
			衰退へ	